



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1156 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (障害福祉課)
- 1157 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1158 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要 (")
- 1159 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (")

○ 教育委員会告示

3 平成21年度和歌山県立中学校生徒の募集定員

告 示

和歌山県告示第1156号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3032000014	御坊・日高地域障害者生活支援センターあおぞら	事業所の所在地	和歌山県御坊市藪350番地	和歌山県御坊市島369番地	平成20.7.1
3032100012	日高・有田圏域障害児者相談・生活サポートセンターゆめ	事業所の所在地	和歌山県御坊市藪350番地	和歌山県御坊市島369番地	平成20.7.1

和歌山県告示第1157号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)エバグリーン宮街道店
和歌山市秋月字城堀231-2 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置

(変更前)店舗棟北側(縦覧図書別添変更前平面図)

(変更後)倉庫棟南側(縦覧図書別添変更後平面図)

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)店舗棟北側(縦覧図書別添変更前平面図)

(変更後)倉庫棟南側(縦覧図書別添変更後平面図)

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)開店時刻 10時、閉店時刻 20時

(変更後)開店時刻 6時、閉店時刻 1時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)9時30分から20時30分まで

(変更後)5時30分から1時30分まで

4 変更する年月日

平成20年9月9日

5 変更する理由

小売事業者の入替えのため

6 届出年月日

平成20年7月31日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年8月19日から平成20年12月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1158号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ジョーシン高野口店

橋本市高野口町伏原字大門818番地 他2筆

2 意見の概要

・周辺の交通状況に変化が予想されるため、安全対策について十分配慮すること。

・事業活動に伴って生じる廃棄物は自らの責任について適正に処理すること。

・事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に努めること。

・廃棄物の原料等の推進のため、商品販売等に際し、過剰包装の自粛、包装容器の回収等を行うよう努めること。

・店舗から排出されるゴミの収集は、橋本市のゴミ収集計画(分別収集)に従うこと。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

橋本市経済部商工観光課(橋本市東家一丁目1番1号)

和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課(橋本市市脇四丁目5番8号)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年8月19日から平成20年9月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1159号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

田辺市上の山二丁目17番22号

2 意見の概要

夜間においては、騒音等により周辺住民に被害を与えることがないように十分に配慮してください。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)

和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課(田辺市朝日ヶ丘23-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年8月19日から平成20年9月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

平成21年度和歌山県立中学校の生徒の募集定員を次のように定めた。

平成20年8月19日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

和歌山県立中学校の生徒の募集定員は、次のとおりとする。

学 校 名	学級数	定 員
和歌山県立古佐田丘中学校	2	80
和歌山県立向陽中学校	2	80
和歌山県立桐蔭中学校	2	80
和歌山県立日高高等学校附属中学校	2	80
和歌山県立田辺中学校	2	80